

訪問型サービス

	①現行の介護予防訪問介護相当のサービス	②緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA）
対象者となる ケースの 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○入浴・食事・排泄などに介助を受けるなど身体介護が必要なケース ○認知症の症状があるなど専門知識に基づく関わりが必要なケース ○医療的なケアが必要なケース、病気や状態の観察が必要なケース ○制限のある食事が必要なケース ○既にサービスを利用しており、サービスを継続して利用する必要があるケース 	<ul style="list-style-type: none"> ○身体介護を含まない、調理、掃除、買い物代行などの生活援助が必要なケース
利用者見込数	80人程度（現在の利用者の約7割が利用見込、新たな利用者5人程度）	35人程度（現在の利用者の約3割が利用見込、新たな利用者5人程度）
介護報酬	<ul style="list-style-type: none"> ○別紙コード表のとおり ○1回当たりの単価に見直し（国が示した上限額に設定） ○加算の要件、単価は予防給付と同様 ○国保連経由で審査・支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ○別紙コード表のとおり ○現行相当サービスの8割程度に設定 ○加算の要件、単価は予防給付と同様 ○国保連経由で審査・支払い
指定基準	現行の介護予防訪問介護の基準を準用	人員等を緩和した基準
人員	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者（※1） 常勤・専従1人以上 ○訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ○サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上（※2） 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員も可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者（※3） 専従1人以上 ○従事者 必要数（1人以上） 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者または一定の研修受講者（※4）】 ○訪問事業責任者 従事者のうち必要数（1人以上） 【資格要件：従事者に同じ】 <p>※3 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※4 一定の研修とは、サービス提供の基本的な考え方や高齢者への理解等の研修（旧訪問介護員養成研修3級程度の研修等）</p>
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○必要な設備・備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> ○個別サービス計画の作成 ○運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、個別サービス計画の作成 ○従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ○従事者又は従事者であった者の秘密保持 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供

訪問型サービスと訪問介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準

		①現行の介護予防訪問介護相当のサービスと一体的に実施	②緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA）と一体的に実施
一体的に行う場合の介護給付の基準	人員	<p>■要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす。</p> <p>○管理者（※1） 常勤・専従1人以上 ○訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>○サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上（※2） 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員も可能</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【例】 利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上、 サービス提供責任者 3人以上</p> </div>	<p>■訪問介護員等は、要支援者と要介護者を合わせた数とし、サービス提供責任者は、要介護者数で介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数とする。</p> <p>○管理者（※3） 常勤・専従1人以上 ○訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>○サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上（※4） 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>※3 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※4 一部非常勤職員も可能</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【例】 利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上、 サービス提供責任者 1人以上+必要数</p> </div>
	設備	○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○必要な設備・備品	
	運営	○個別サービス計画の作成 ○運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 等	

		①現行の介護予防訪問介護相当のサービス	②緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA）と一体的に実施
一体的に行う場合の訪問型サービスの基準	人員	<p>■要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす。</p> <p>○管理者（※1） 常勤・専従1人以上 ○訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>○サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上（※2） 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員も可能</p>	<p>○管理者（※3） 専従1人以上 ○従事者 必要数（1人以上） 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者または一定の研修受講者】</p> <p>○訪問事業責任者 従事者のうち必要数（1人以上） 【資格要件：従事者に同じ】</p> <p>※3 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>
	設備	○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○必要な設備・備品	
	運営	○個別サービス計画の作成 ○運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 等	○必要に応じ、個別サービス計画の作成 ○従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ○従事者又は従事者であった者の秘密保持 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供